

革新・江南の会

発行者
革新・江南の会
編集者
後藤 博
TEL54-8169
村久野町
門弟山213

「9・9憲法改悪反対全県一斉行動」

5回目の「9の日行動」を左記のように実施します。

連日の猛暑で大変でしたが、江南団地内のスーパの前で8月6日に宣伝署名行動を午前11時から1時間程行いました。この日は、広島



へ原爆が投下されて63年目を迎える日にちなんで、原

9月9日(火)行動予定

○江南駅西口

午後5時30分

午後6時15分

ハンドマイクによる宣伝
9条守れの署名行動



水協からお借りした原爆のパネルを展示しながら核廃絶の署名と9条を守る署名に取り組みました。主体は新婦人の方たちで元氣よく署名を呼びかけました。日を遮るものもない炎天下に机を出しての署名でしたが、さすが新婦人、日傘をかざし

てあげたり、うちわで扇いであげたりと心遣いをしていました。

平日のお昼時です。中高年の方が大部分でしたが、チラシもよく受け取ってもらえたと、署名も積極的にやってもらえました。

「駅頭の署名は気ぜわしい取り組みになるが、ここは落ち着いて署名をしてもらえるのでもいいね。」の感想がありました。

署名要請に国籍が「ラジアルです。」「中国です。」と答える人が何人かいて、外国籍の人が増えてきていることを実感させられたひとときでもありました。

署名の数は、核廃絶が84筆、9条が64筆とよく集まりました。参加人数も多く16名で女性がほ

共謀罪再浮上の気配

2008年8月21日中日「特報」より

一昨年、世論の強い反対を受けて成立が阻まれた「共謀罪」法案は衆院で継続審議扱いになっています。

この法案の成立が秋の臨時国会でもくろまれていると、中日新聞「特報」は報じています。

国際犯罪防止条約の日本の対応は、2000年12月にイタリアのパレルモで行われた署名会議において署名し、2003年(平成15年)5月14日に国会で承認しました。しかし、政府は条約を批准するには国内法を整備し「共謀罪」を新設することが条件として執拗に成立をさせようとしています。

野党や日弁連、労働組合などは「条約の批准には共謀共同正犯など現行法で十分対応できる」とし、むしろこれが成立すれば労働組合や市民運動から「権利や自由」が奪われる恐れがあると強く反対してきました。

ここへ来て再度成立をねらうのは、秋の臨時国会で「再可決」が最後のチャンスとの判断があるようだ中日新聞「特報」は報じています。

国民のもっと切実な課題の解決にこそ力を注いでほしいものです。



とんどでした。女性のパワーに元気をもらったひとときでした。今回も、よろしくお願いします。

消費税増税阻止
「9の日行動」
9月10日(水)
5時30分～6時30分
江南駅西口
ご参加を

消費税率アップが国民の福祉と関連させて取りざたされています。誤魔化されず、国民に軸足をあいた政策を迫っていきましょう。

米軍特権資料

国会図書館の閲覧禁止

(しんぶん赤旗 08・8・11)

日本に駐留する米兵の犯罪に関する法務省マル秘資料の閲覧が禁止された問題で、法務省は、同資料を所蔵する国立国会図書館に「閲覧制限」を申請したことを明らかにしました。これは政府が国会図書館に圧力をかけたことを公式に認めたものであり、国民の知る権利を侵害する動きとして重入です。また、米兵犯罪の扱いをめぐる、日本側の裁判権の大部分を放棄するなど米側に有利な仕組みをつくった日米間の密約や取り決めが網羅されているマル秘資料の存在を、政府が初めて認めたという意味でも重要です。閲覧禁止になった

のは、一九七二年三月に法務省刑事局が作成した「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」です。法務省の説明によると、同省職員が国会図書館で同資料が閲覧可能になっていくことに気づき、(1) 外国との信頼関係に影響を及ぼす(2) 捜査に支障をきたす一の二点を理由に、五月下旬に「閲覧制限」を申請しました。

国会図書館は「政府の決定と異なる判断を下す理由は見いだせなかった」として、六月下旬に閲覧禁止を決定しました。資料は同図書館が古書店で収集し、九〇年三月から閲覧可能となっていました。資料には、米兵の犯罪に対して、第一次裁判権(日本側が優先的に裁判を行う権利)の大部分を放棄するよう指示した

一九五三年の通達など、日本政府が存在を認めていない米側の特権的事項などが収録されています。法務省は資料に収録された一連の通達の現時点での有効性について「明らかにすることは差し控える」と述べ、明確には否定しませんでした。

資料の閲覧禁止が本紙報道で明らかになって以後、各紙もいっせいに報道し、政府の対応への批判が高まっています。同省は資料の扱いについて、「今後は部分的な公開を検討する」としつつ、「マル秘資料」であることを強調し、消極的な姿勢を示しました。



養護老人ホーム無償譲渡に反対する住民訴訟第1回公判終わる



第1回公判を終え名古屋地裁前にて

「本来市が果たさなければならぬ住民福祉の責任を放棄するばかりでなく、貴重な市の財産を民間業者に無償譲渡し、残る借金は市で持つことな訴訟だ。」として、江南市長を被告として地方裁判所に提訴しました。その第1回公判が

7月28日に開かれまし。今回は被告側が原告側の訴状について認める事と認めない事を明らかにし、認めないものについては答弁書を8月末までに提出する。それを受けて第2回公判で争う。というところまででした。

行事のご案内

- 8月31日(日) 「イラク派兵違憲判決に学び、派兵恒久法制定の動きを打ち破ろう」 13:30~14:45 労働会館本館「第4・5会議室」
- 9月 9日(火) 憲法改悪反対全県いっせい宣伝行動
- 9月10日(水) 養護老人ホーム無償譲渡 住民訴訟第2回公判 10:15 名古屋地裁
- 9月12日(金) 年金者組合 尾張ブロック支部交流会 13:30~16:30 江南市民文化会館2F
- 9月13日(土) 年金者組合第13回映画を見る会 9:30~ 江南市老人福祉センター
- 9月21日(日) 「イラク戦火の現実迫る」 講演&映画上映 13:30~ ミッドランドスクエア5階
- 9月27日(土) 年金者組合例会 9:30~ 老人福祉センター
- 9月28日(日) 小牧平和県民集会 13:00~ 春日井・西本町公園
- 10月 4日(土) シンポジウム「社会保障の財源を考えるー消費税増税は必要か」 13:30~16:15 東別院ホール
- 10月18日(土) 品川正治氏講演会 9条の会 14:00~ 江南市民文化会館

住民訴訟第2回公判

9月10日(水)

10:15~

名古屋地裁

ご都合のつく方は是非ご参加ください

